

創	立	昭和 32 年 4 月 19 日
会	長	藤 岡 宏 章
会 長	エ レ ク ト	菅 生 康 清
副	会 長	高 橋 靖
幹	事	関 俊 昭
広 報 会 報 記 録		中 林 隆 男



事務局（例会場）
 榎原市久米町 652-2
 榎原ロイヤルホテル 4F
 TEL/0744-28-2801（直通）
 FAX/0744-28-2802
 E-mail/krc@jeans.ocn.ne.jp
 TEL/0744-28-6636（ホテル）

例会日
 毎週金曜日
 12時30分から13時30分
 Vol. 61 No. 30 (2017-18)
 2018(平成30)年3月2日発行

3月は、「水と衛生月間」(Water and Sanitation Month)です。

第 2966 回例会報告書

2018 (平成 30) 年 2 月 16 日

司会	副 SAA・尾上隆志会員
R.song	我ら日本のロータリアン
ソング・リーダー	尾田肇睦会員
ピアノ奏者	京田留奈さん
	ドビュッシー作曲 月の光
	マイウェイ

出席報告

<u>正会員 43 名</u>		
(2/16)	出席者 31 名	出席率 86.11%
(2/2 補正)	" 31 名	" 88.57%

ニコニコ箱

- ◎来週の職業奉仕の移動例会、参加できなくてすいません。……………永田晶三会員
- ◎本日卓話をさせていただきますのでよろしくお願い致します。……………長谷川博章会員

会長挨拶

○皆様こんにちは。2月13日(火)に「榎原市役所分庁舎開業記念式典」に出席した。1階から4階は庁舎、5階から10階がホテルとなっている。式典後、10階の展望施設に行かせて頂き、大和三山を眺めた。とても綺麗な景色を眺めることができた。

○地区のホームページを見てみると、鯖江 RC と鯖江北 RC が今年の1月1日を以て合併された。ロータリーでも全国的に合併の話が進んでいるようだが、我々榎原 RC の会員数は現在 43 名で少しずつ減ってきているが、我々としては会員増強を行い、前向きに頑張っていきたいと思っている。6 月末まで会員増強に力を入れていきたいと思っているので皆様のご協力をよろしくお願いしたい。

幹事報告

△公益財団法人 ロータリー日本財団より、ポール・ハリスフェロー認証状及びマルチプル・ポール・ハリスフェローの認証ピンの贈呈

- ・ポール・ハリスフェロー認証状及び認証ピン 森川善隆会員
- ・マルチプル・ポール・ハリスフェロー認証ピン 中林隆男会員、野阪 洋会員、長谷川博章会員、福井良盟会員、榎谷龍昌会員





△ロータリー米山記念奨学会より「第62回米山功労クラブ」感謝状



△飛鳥・橿原ユネスコ協会よりイベント案内
※詳細は掲示板にて。

△例会変更ほか（詳細は掲示板にて。）

- ・平城京 RC
3月22日（木）休会 ※ビジター受付なし。
- ・桜井 RC 事務局移転（3月1日より）
住所：〒633-0064 桜井市戒重 427
TEL：0744-48-0877 FAX：0744-48-0878
メール：sakurairc@royal.ocn.ne.jp（変更なし）

委員会報告

○プログラム委員会：吉田浩巳委員長

・3月2日（金）例会について

プログラム委員会で担当する3月2日（金）の卓話に、産経新聞 大阪本社の編集局次長兼政治国際部長兼論説委員 長戸雅子氏を講師としてお迎えし、「東アジア情勢とトランプ政権」についてお話し頂く。長戸氏はニューヨーク支局長なども経験され、経験に基づいた臨場感のあるお話をして頂くので、卓話の時間を45分間とさせて頂いた。そのため、例会閉会時間の変更（13:50閉会予定）となるのでお間違えのないようよろしくお願いしたい。

卓話

担当：長谷川博章会員

「今日から確定申告が始まるぞ！」

1.確定申告の提出期限

①所得税：平成30年2月1日～平成30年3月15日
（消費税は3月31日）

- ②贈与税：平成30年2月1日～平成30年3月15日
- ③所得税（還付申告）：平成30年1月4日～平成30年3月15日（期限後もOK）
- ④準確定申告：相続開始日から4ヶ月以内
- ⑤更生の請求：法定申告期限から5年

2.医療費控除の添付書類等の見直し

平成29年分の確定申告より

改正前
医療費の領収書の添付または提示



改正後
医療費の明細書の添付
（領収書は5年間保存）

3.配偶者控除の見直し 平成30年から適用

居住者の合計 所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除配偶者
900万円以下	38万円 (33万円)	48万円 (38万円)
900万円超 950万円以下	26万円 (22万円)	32万円 (26万円)
950万円超 1,000万円以下	13万円 (11万円)	16万円 (13万円)

*上記の（ ）書は個人住民税の所得割の控除額です。合計所得金額が1,000万円（給与収入では、1,220万円）を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととなります。

4.配偶者控除の適用

配偶者の年収103万円以下



配偶者の年収150万円以下

注）配偶者の年収が130万円以上になると社会保険への加入義務が生じる
（被保険者が500人以上の企業に勤務なら106万円以上で加入義務）

5.相続開始以前3年以内贈与の無申告贈与

贈与 ↓	贈与税の 申告期限	贈与 ↓	相続 開始 ↓	相続税 申告 ↓	税務 調査 ↓
贈与税の 時効成立		3年	10ヶ月	翌事業年度	
③ 贈与ではなく 名義資産・ 貸付金認定	② 贈与 税の 期限 後申 告 決定	① 生前 贈与 加算			
		6年			

6.その他